

国民健康保険税のお支払い方法の変更について

国民健康保険税について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下の①及び②のいずれの要件も満たす方は、住民ほけん課国保年金担当の窓口へお申し出いただくことにより、国民健康保険税を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ①これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めていただいている方。
- ②これからの国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方。

問合せ／高齢福祉担当 ☎ 991-1884 

長寿医療制度の保険料のお支払い方法の変更について

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料が、すでに年金から天引きされている方や、10月からの天引きが予定されている方で、次の①、②のいずれかの要件にあてはまる方は、住民ほけん課高齢福祉担当の窓口へお申し出いただくことにより、口座振替で保険料をお支払いいただくことができます。

- ①国民健康保険税を確実にお支払いされていた方が、ご自分の口座から振替をする場合。
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主又は配偶者の口座から振替をする場合。

上記のお申し出(国民健康保険税・長寿医療制度の保険料の両方とも)は、8月22日(金)までにお願います。お申し出後、速やかに10月分の年金からの天引きを中止する手続きを行いますが、8月22日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分からの天引き中止に間に合いません。この場合、天引き中止が12月以降になりますので、ご了承ください。

問合せ／高齢福祉担当 ☎ 991-1884 

長寿医療制度の保険料の軽減割合を拡大します

6月の政府決定に基づき、次の①、②に該当する方は、長寿医療制度の保険料が軽減されます。

《平成20年度における経過的な軽減対策》

- ①均等割額が7割軽減されている世帯の方 ⇨ 均等割額を一律8.5割の軽減とします。
- ②所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方) ⇨ 所得割額を一律5割軽減します。